

## 中央区築地地区駐車場整備計画検討委員会設置要綱

## (設置)

第 1 条 東京都市計画都心部駐車場整備地区のうち、築地地区における駐車場整備計画の策定、その他総合的かつ計画的に駐車施設の整備推進を図ることを目的に、必要な検討及び協議を行うため、築地地区駐車場整備計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 築地地区における駐車場整備計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項に関すること。

## (組織)

第 3 条 委員会は、区長が委嘱し、又は任命する 20 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

- (1) 学識経験を有する者 3 名以内
- (2) 地域住民の代表者 3 名以内
- (3) 商工業関係の代表者 2 名以内
- (4) 都市整備に関する事業を行う団体の代表者 1 名以内
- (5) 関係行政機関の職員 7 名以内
- (6) 区の職員 4 名以内

## (任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及びその職務)

第 5 条 委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

## (招集)

第 6 条 委員会は、会長が招集する。

## (定足数)

第 7 条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

## (関係者の出席)

第 8 条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(委員会の公開)

第9条 委員会は、公開とする。ただし、会長が適当でないとするときは、この限りでない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、都市整備部基盤事業調整課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、都市整備部都市活性プロジェクト推進室長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。